第２号様式

随意契約の内容の公表

<table>
<tr><td>担　当　部　課</td><td colspan="2">都市整備部　土木管理課</td></tr>
<tr><td>契約締結年月日</td><td colspan="2">令和５年４月１日</td></tr>
<tr><td>業　　務　　名</td><td colspan="2">尾張旭駅南北線エスカレーター保守点検委託</td></tr>
<tr><td>業 務 の 概 要</td><td colspan="2">エスカレーター保守点検
　点検修理　月１回
　定期検査　年１回</td></tr>
<tr><td>契約金額（税込）</td><td colspan="2">２，０４６，０００円
※　単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。</td></tr>
<tr><td>契 約 の 相 手 方</td><td colspan="2">株式会社日立ビルシステム　中部支社</td></tr>
<tr><td rowspan="8">根　拠　規　定</td><td colspan="2">地方自治法施行令第１６７条の２第１項
（該当する□欄に印をつけること）</td></tr>
<tr><td>■ 第２号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第３号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第５号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第６号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第７号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第８号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr>
<tr><td>□ 第９号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr>
<tr><td>随意契約理由の説明
及び
契約相手方の選定理由</td><td colspan="2">本業務を委託する市道尾張旭駅南北線の自由通路内のエスカレーターについては、株式会社日立製作所が設計・製造及び設置をしている。
本業務は、当該施設が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、消耗品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うものだが、その稼働に当たっては細心の安全性が求められるため、当該機器の製造者でなければ、本業務の実施は不可能である。
以上から、本業務の実施にあたり、本施設の製造者からメンテナンス業務を移管されている株式会社日立ビルシステム中部支社と随意契約をするものです。</td></tr>
</table>

※　契約内容についてのお問い合わせ先は、都市整備部　土木管理課です。